

## 令和5年度 環境関連補助制度のお知らせ

ぜひ、ご活用ください。

### 住宅用エネルギーシステム設置費用

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

再生可能エネルギーの利用を促進するため、住宅用太陽光発電システム等の再生可能エネルギーや省エネルギー機器を設置する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。



#### 対象

町内で、自ら居住している住宅、または自ら居住するために新築する予定の住宅に住宅用エネルギーシステムを設置する方

※次の①～④に該当する場合は申請できません。

- ①法人の場合 ②賃貸目的の場合
- ③住宅用エネルギーシステムの増設で申請する場合
- ④住宅用エネルギーシステムが設置済みの中古住宅を購入する場合

予算額 475万円

申請開始日 4月3日(月)～(申込順)

#### 補助内容

- ・太陽光発電システム設置：5万円
- ・太陽光発電システムとHEMS同時設置：6万円
- ・蓄電システム設置：5万円
- ・蓄電システムとHEMS同時設置：6万円
- ・太陽熱利用システム（自然・強制循環）：3万円
- ・エネファーム：5万円

※事前申請が必要。各システム工事着工は、補助金交付決定以降であること。

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター）へ持参または郵送

申請書は、環境課窓口または町ホームページで取得いただけます。詳しくは、町ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



### 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H設備導入費用

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

地球温暖化の防止や大気汚染の改善を目的に、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H設備を導入する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。



対象 町内に住所を有している方

予算額 75万円

申請開始日 4月3日(月)～(申込順)

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター）へ持参または郵送

#### 補助内容

- ・電気自動車：5万円
- ・プラグインハイブリッド自動車：5万円
- ・V2H設備：5万円

※事前申請が必要。新車新規登録月日またはV2H設備の設置工事着工は、補助金交付決定以降であること。※車検証の所有者または使用者の名義が申請者となり、かつ、使用の本拠の位置が町内であること。V2H設備については、町内で自ら居住する住宅に設置するものであること。

※中古自動車、残価設定ローンおよびリース契約での購入は対象外。

申請書は、環境課窓口または町ホームページで取得いただけます。詳しくは、ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



### 家庭でできるリサイクル

#### 生ごみ処理容器等購入費

問合せ 環境課 廃棄物担当 ☎ (38) 0401

家庭から排出される生ごみを減量するため、生ごみ処理容器および電気式生ごみ処理機を導入した方に、購入費の一部を補助します。



対象 町内に住所を有している方（法人を除く）

補助金額 容器等の購入額の3分の2（消費税分は除く）

生ごみ処理容器

（上限）1基につき4,500円まで

生ごみ処理機

（上限）1基につき20,000円まで

申請開始日 4月3日(月)～(申込順)

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター内）まで持参。

※年度内における補助は、1世帯それぞれ1基まで。詳しくはお問合せください。

## 令和5年4月から個人情報保護制度が改正されました

問合せ 総務課 議会法務文書担当  
内線214

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化を目的として、個人情報の保護に関する法律が改正されました。改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正保護法」といいます。）は、令和5年4月1日から地方公共団体へ直接適用されるとともに、個人情報保護制度全体の所管が国の独立行政委員会である個人情報保護委員会に一元化されました。

また、改正保護法に基づく全国共通のルールとして、改正保護法にある規定を地方公共団体の条例で重複して規定することは許容されないため、町では、これまでの杉戸町個人情報保護条例を廃止し、改めて、これまでの個人情報保護の取組を踏まえた杉戸町個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」といいます。）を制定し、令和5年4月1日から施行しました。

なお、今回の制度改正により、個人情報保護措置の水準が変わることはありません。町では、改正保護法および法施行条例の規定に基づき、引き続き、町民の皆さんの個人情報を適正に管理します。

#### 【個人情報保護制度の法体系】



#### 主な改正内容

項目	内容
1 自己情報開示等の請求者	これまでは、法定代理人に限り請求者本人に代わって請求することができましたが、本人の委任による任意代理人も請求が可能となりました(本人からの委任状や本人確認書類の提出が必要です)。
2 自己情報開示等決定までの期間	これまでは、開示請求を受理した日から起算して15日以内に開示決定を行っていましたが、改正保護法に基づき、原則として請求日から30日以内に開示決定を行うこととしました。ただし、可能な限り、開示請求を受理した日から起算して15日以内に開示決定を行うよう、努めてまいります。 なお、訂正請求および利用停止請求については、改正保護法に基づき、請求日から30日以内に決定を行うこととしました。
3 自己情報開示等請求時費用負担	改正前と同様に、自己情報開示等請求に係る手数料は無料とし、写しの交付に要する費用として、A4版1枚当たり10円を負担いただきます。
4 個人情報ファイル簿の作成・公表	取り扱う個人情報が1,000人以上のファイルについて、新たに個人情報ファイル簿を作成・公表します。

職立つ小屋に惹かれてあさり汁  
啓蟄や留守番多き夫出かけ 矢仲 勝  
春の昼たった一人の路線バス 岡 薫子  
山いくつ経て来し水よ春の川 小野 諄子  
ほっこりと福寿草咲く狭庭かな 浜名 勇  
一山を絞り出したる雪解川 佐々木 史女  
戦禍人幾年先の飛燕待つ 相馬 治枝  
昼飯のおにぎりかかえ浅瀬舟 松田 英雄  
日脚伸び夕餉の前の飲茶かな 駒田 美津子  
何もせぬひと日の速き松の内 新田 雄悦  
道草のカフェにブラック日脚伸び 鈴木 義雄  
煮凝の震へを添へて出ださるる 西松 洋子  
誘はれて美術展まで日脚伸び 野坂 潭  
日脚伸びなにかいいことありさうな 毛利 維子  
増山 澄子

このコーナーは、公民館で活動する「光風会」「杉風会」による投句を掲載しています。